

A S C / M S C / M E L 漁業認証支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、収益性の高い強い漁業経営体への成長を支援するため、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業者グループ組織等（以下「事業実施主体」という。）が行う先駆的な取組等に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において、A S C / M S C / M E L 漁業認証支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に際しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び内容、事業実施主体は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額及び補助率は別表2及び3のとおりとする。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

(事業の実施期間)

第3 この補助事業の実施期間は、原則として交付決定日から事業実施年度の3月末日までとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により、補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次の通りとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号別紙）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書

- (3) 納税証明書（全ての県税）
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（交付決定）

第5 知事は、第4条の規定による補助事業の申請があった場合は、事業計画内容を審査し、当該計画が確実かつ効果的に実施されるものと見込まれるものであると認めるときは、交付申請を行った事業実施主体に対し、補助金の交付決定を行うものとする。

2 同一の事業実施主体かつ同一事業内容において、国の補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

3 国による補助金又は給付金の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金又は給付金の利用を優先すること。

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分を変更する場合には、あらかじめ別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、経費の配分を変更する場合等であって、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

イ 補助対象経費総額の30%以内の変更である場合

ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

（指令前着手）

第7 補助対象となる事業への着手は、補助金の交付決定の通知（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により指令前に事業着手する必要があると認められる場合は、この限りでない。この場合においては、事業実施主体は次の条件を了承の上、別記様式第4号により知事に届け出るものとする。

(1) 指令を受けた補助金額が、交付申請予定額に達しない場合においても異議のないこと。

(2) 当該事業について、着手から指令を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(3) 指令前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わ

ないことがあること。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、補助事業の完了日若しくは廃止承認の日から起算して30日以内の日又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業実施を証する写真、資料など
- (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額をいう。)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。(取得財産等の管理及び処分)

第11 補助事業者は、補助事業が完了した後も本補助金の交付対象として取得し、又は効用が増加、回復した財産(以下「財産」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分を受ける財産は、一件あたりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第21条の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令」という。)に定める耐用

年数に相当する期間とする。

- 4 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、省令で定める減価償却資産の耐用年数が経過した財産については、この限りではない。
- 5 知事は、規則第21条の規定により財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出経由)

第12 この要綱により知事に提出する書類は、補助事業者の所在地を所管する地方振興事務所（補助事業者の所在地が地域事務所の事業担当区域にある場合は、当該事業担当区域を所管する地域事務所）を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

(成果の公表)

第13 県は、県内における水産エコラベル認証取得の推進を図るため、この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、その他補助事業の内容等を公表し、補助事業に係る水産エコラベル認証取得の推進について率先的な取組に関し、広報することがある。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月20日から施行し、平成29年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 認証取得までに必要な期間が複数年に渡る場合、年度ごとに費用を区分し、当該年度に要した経費について補助を行う。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

事業内容	事業実施主体
<p>本県の養殖業における、持続可能で適切に管理された漁業及び養殖場を認証する国際的な水産認証（ASC認証、MSC認証、MEL認証、COC認証）の取得、及び取得のための先駆的な取組に係る経費。</p> <p>漁船漁業（沿岸漁業及び沖合・遠洋漁業）を対象としたMSC認証、MEL認証、COC認証の取得、及び取得のための先駆的な取組に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業協同組合 ・ 漁業生産組合 ・ 漁業者グループ組織 ・ 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業者グループ組織を主たる構成員とする団体 ・ 県内に事業所を有する民間企業 ・ その他知事が適格と認める団体 <p>※漁業者グループ組織においては、地域に同一の漁業を営む者が少ない等特段の理由がある場合を除き、漁業従事者5名以上で構成されること。</p> <p>※県内に事業所を有する民間企業がASC認証、MSC認証、MEL認証に取り組む場合は、当該民間企業の事業内容に、養殖業及び漁船漁業を含む場合に限る。</p>

※本事業申請前に認証取得済み及び本審査着手済みの認証については、本事業の補助対象としない。ただし、県の支援を受けて取得した認証は除く。

※COC認証については、県の支援を受けて取得したASC/MSC/MEL認証に関連するものに限定する。

別表 2

経費区分	対象経費
委託費	国際漁業認証取得のために必要な漁場環境調査等（水質・底質分析や生物相調査等）の委託に要する経費
認証費	審査費用（予備審査，本審査），年次定期監査費用等，国際漁業認証の取得に要する経費。ただし，C o C 認証については，本事業で取得を目指すASC/MSC/MELに関連する認証，もしくは実施団体が既に取得しているASC/MSC/MELに関連するものに限定する。
旅費	事業を行うために必要不可欠な出張に係る交通費，宿泊費。国際漁業認証取得のための勉強会等の出張についても対象とする。
その他の経費	その他の，知事が特に必要かつ適切と認める経費

別表 3

区分			補助率	補助限度額	
漁業種類	認証	内容		基準	上限
沿岸漁業及び 養殖業	ASC/MSC /MEL	取得時まで	1/2	1,000千円/ 養殖種・漁業地区	複数魚種, 養殖種, 漁業地区の場合5,000千円を上限とする。
		年次監査 (1年目)	1/2	1,000千円/ 養殖種・漁業地区	複数魚種, 養殖種, 漁業地区の場合5,000千円を上限とする。
		年次監査 (2年目)	1/4	500千円/ 養殖種・漁業地区	複数魚種, 養殖種, 漁業地区の場合2,500千円を上限とする。
	COC	取得時のみ	1/2	1,000千円	
沖合・遠洋漁業	MSC/MEL	取得時まで	1/2	5,000千円/ 魚種・漁業地区	複数魚種, 漁業地区の場合5,000千円を上限とする。
		年次監査 (1年目)	1/2	5,000千円/ 魚種・漁業地区	複数魚種, 漁業地区の場合5,000千円を上限とする。
		年次監査 (2年目)	1/4	2,500千円/ 魚種・漁業地区	複数魚種, 漁業地区の場合2,500千円を上限とする。
	COC	取得時のみ	1/2	1,000千円	

※認証取得に係る本審査の期間が複数年にわたる場合、年度ごとに費用を区分し、当該年度に要した経費について補助を行う。なお、この場合においても、認証取得に係る本審査に要する経費の合算額に対する補助限度額の上限は、別表3のとおりとする。